

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

松浦市長 友田 吉泰

市町村名 (市町村コード)	松浦市 (42208)	
地域名 (地域内農業集落名)	志佐3 (柚木川内)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年5月14日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農業従事者の高齢化が進んでおり、今後地域農業の担い手が不足し、現状を維持することも難しくなる可能性がある。県境に接する地域であるため、市外の農家が地域内の圃場を耕作するケースがあるが、市民ではないため補助制度等が摘要されない場合があり、担い手として期待できない。

有害鳥獣被害を防ぐため、防護柵を設置しているが農家数の減少や高齢化により、地域点検や補修対応などが難しくなっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水田活用直接支払交付金の5年水張ルールや畑地化促進事業など、地域農業に影響のある施策が運用されているが、要件が厳しく地域で活用するのは難しい。そうした中、持続可能な地域農業を確立するため、地域内外から新たな担い手が入りやすい環境づくりが必要である。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	15.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	15.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地の範囲内で基盤整備が完了している区域を中心として、その周辺農地を含め集約・集積を行う区域とする。また、遊休農地や耕作が困難な農地については保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
基盤整備が完了している圃場は利用率が高いため、今後も担い手への集積・集約を促進する。未実施地区についても農地中間管理機構を活用した集積・集約を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
高齢化等により耕作者が不在となった圃場について、担い手への集積・集約がスムーズに行えるよう、農地最適化推進委員などと連携を図りながら集積・集約を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備を行っていない地域については、中山間地域等直接支払制度等を活用し老朽化した水路や農道等の整備を行う。また、基盤整備事業については、担い手ニーズに応じて実施を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
農業体験会の実施など地域内外からの担い手を募る催しなどを検討し、将来の担い手の確保を図る。また、市民協働まちづくり協議会等との関係機関との連携により、地域外からの労力確保も図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で実施している農業支援サービス事業者や団体等がないため、JAと連携しながら農作業受託や省力化機械の共同利用等の方法を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシの被害が拡大しないよう地域による防護柵の維持管理、有害鳥獣の目撃・被害状況の情報共有など、地域全体での対策ができるような体制を構築する。
 ⑩地域内の農業を担う者等変更が生じた場合には、地域計画の見直しを農業委員、適格化推進委員等の地域代表者への確認や書面やホームページ等による簡易な方法による協議を行う。